

実地検査指導事項票（社会福祉法人・会計経理）

検査日：令和 年 月 日 法人名称：（ ）

【注意事項】

- 1 この指導事項票は、法人が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認めた指導事項について、法人の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 2 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 3 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭指導での指導事項においても改善を図ってください。
- 4 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
1 資産管理（ガイドラインP50～P56）			
(1) 基本財産（P50～P52）			
	1 基本財産の管理運用が適切になされているか。		
	① 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について基本財産として定款に記載されていない。		
	② 基本財産である不動産の登記が適正になされていない。		
	③ 国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない。		
	④ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない。		
	⑤ 基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。		
	⑥ 社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない。		
	[その他指導事項等]		
(2) 基本財産以外の財産（P52～P53）			
	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。		
	① 法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。		
	② 社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。		
	[その他指導事項等]		
(3) 株式保有（P53～P54）			
	1 株式の保有は適切になされているか。		
	① 保有が認められない株式を保有している。		
	② 所轄庁に必要書類を提出していない。		
	[その他指導事項等]		
(4) 不動産の借用（P54～P56）			
	1 不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか。		
	① 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に国又は地方公共団体の使用許可等を受けていない。		
	② 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない（登記が不要な場合を除く）。		
	[その他指導事項等]		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
2 会計管理（ガイドラインP14, P32, P56～P77）			
(1) 規程・体制（P57～P58）			
	1 経理規程を制定しているか。		
	① 経理規程が定められていない。		
	② 経理規程の内容が法令又は通知に反している。		
	③ 経理規程が定款に定める手続により決定されていない。		
	④ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。		
	2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。		
	① 経理規程等により会計責任者の設置等の管理運営体制が定められていない。		
	② 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。		
	③ 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。		
	3 寄附金等の受入れが適正に行われているか。		
	① 寄附申込書が未作成である。		
	② 寄附者の意思を確認していない。		
	③ 寄附受領に際して適正な承認行為を行っていない、		
	④ 寄附受領に際して適正な内容の領収書を発行していない。		
	4 利用者から預かっている金銭の管理は適正か。		
	① 利用者預り金を法人会計と別会計で管理していない。		
	② 利用者預り金の管理が適正でない。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 会計処理（P58～P72）			
	1 事業区分等は適正に区分されているか。		
	① 設けるべき事業区分が設けられていない。		
	② 設けるべき拠点区分が設けられていない。		
	③ 拠点区分が属するべき事業区分に属していない。		
	④ 設けるべきサービス区分が設けられていない。		
	2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。		
	① 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている。		
	3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。		
	【資金収支計算書】		
	① 資金収支計算書の様式が会計基準に則して作成されていない。		
	② 資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていない。		
	③ 補正予算の編成が必要と認められる、軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていない。		
	④ 補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていない。		

指導事項	検査項目	確認欄	備考
	【事業活動計算書】		
	① 事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていない。		
	② 広範囲かつ金額的に重要な収益及び費用が、適切な会計期間に計上されていない。		
	【貸借対照表】		
	① 貸借対照表の様式が会計基準に則して作成されていない。		
	② 架空資産の計上がある。		
	③ 減価償却を行われなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われていない。		
	④ 時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない。		
	⑤ 第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない。		
	⑥ 基本金として、第1号基本金、第2号基本金及び第3号基本金以外のものが計上されている。		
	⑦ 国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない。		
	⑧ 当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額を超えて積立をしている。		
	⑨ その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない。		
	⑩ 積立ての目的を示す名称を付していない。		
	⑪ 積立金と同額の積立資産が計上されていない。		
	[その他指導事項等]		
(3) 会計帳簿 (P73)			
	1 会計帳簿は適正に整備されているか。		
	① 会計帳簿を整備していない。 ・ 仕訳日記帳 ・ 総勘定元帳 ・ 伝票 ・ 証憑書類 ・ 補助簿等		
	② 会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていない。		
	③ 会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていない。		
	④ 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿が一致しない。		
	[その他指導事項等]		
(4) 附属明細書等 (P14, P73～P77)			
	1 決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。		
	① 計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない及び必要な報告が行われていない。		
	2 注記が法令に基づき適正に作成されているか。		
	① 注記事項について計算書類の金額と一致していない。		
	② 把握された注記すべき事項が注記されていない。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	3 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。		
	① 作成すべき附属明細書が作成されていない。		
	② 附属明細書について計算書類の金額と一致していない。		
	③ 附属明細書が様式に従っていない。		
	4 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。		
	① 財産目録が様式に従っていない。		
	② 法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致しない。		
	③ 基本財産が定款と一致しない。		
	[その他指導事項等]		
(5) 債権債務の状況 (P32)			
	1 借入は適正に行われているか。		
	① 多額の借財について理事会の決議を受けた上で行われていない。		
	[その他指導事項等]		
3 その他 (ガイドラインP83)			
(1) その他 (P83)			
	1 契約等が適正に行われているか。		
	① 法人印及び代表者印についての管理が行われていない。		
	② 理事長又は契約担当者以外の者が契約している。		
	③ 契約を適正な方法により行っていない。 ・事務処理不適正 ・契約方法不適正 ・その他 ()		
	④ 契約書又は請書を適正に作成していない。		
	[その他指導事項等]		
[その他指導助言事項等]			